

お問合せ窓口

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000

TEL 421-2000(代)

<http://www.city.kakogawa.lg.jp/>

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

〔年末年始の市役所閉庁日、土・日曜日及び祝・休日を除く〕

	担当課	担当係	電話番号 (直通)	業務内容
市 税 全 般	市民税課 窓口21番	個人市民税第1係	427-9163	個人市民税の課税
		個人市民税第2係	427-9164	
		諸税係	427-9161	法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税の課税
	資産税課 窓口20番	土地係	427-9166	土地に係る固定資産税・都市計画税の課税と評価
		家屋係	427-9167	家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税と評価
		償却資産係	427-9168	償却資産に係る固定資産税の課税と評価
	収税課 窓口22番	管理係	427-9709	固定資産評価審査申出受付
		収納係	427-9170	市税の口座振替、納付、還付
		徴収係	427-9228	市税の納付相談、滞納処分

令和7年度 市税のしおり



かこのちゃん©加古川市

加古川市まちの魅力発信キャラクター
「かこのちゃん」

市税の納付は便利な口座振替で
加古川市

近年の主な変更点

●地方税お支払サイトで、より簡単に納税できるようになりました。

今までの納税方法に加えて、全国共通の納税環境である「地方税お支払サイト」が令和5年4月から始まりました。これにより、納付書に印刷された2次元コードを使ってスマートフォンやパソコンで地方税をお支払いいただけます。



●軽自動車の車検で納税証明書が不要になりました。

対象車両：車検のある全ての軽自動車

車両ごとの軽自動車税（種別割）納付情報を軽自動車検査協会がオンラインで確認できる「軽JNKs」が始まりました。これにより、車検の際の納税証明書の提示が原則不要となります。



●所得・課税証明書や納税証明書がオンラインで申請できるようになりました。

クレジットカードがあれば、24時間365日、いつでもどこでもご自身のスマートフォンやパソコンから申請が可能です。

手数料が1通につき150円（窓口・郵送申請の半額）で取得いただけます。



目次

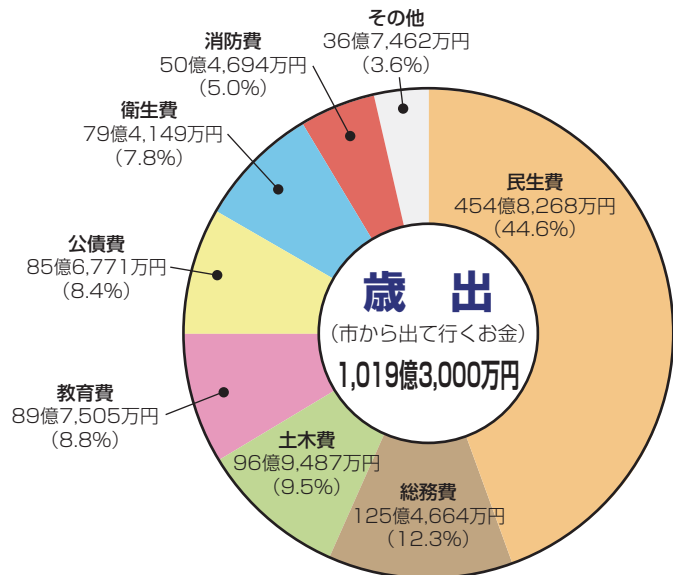
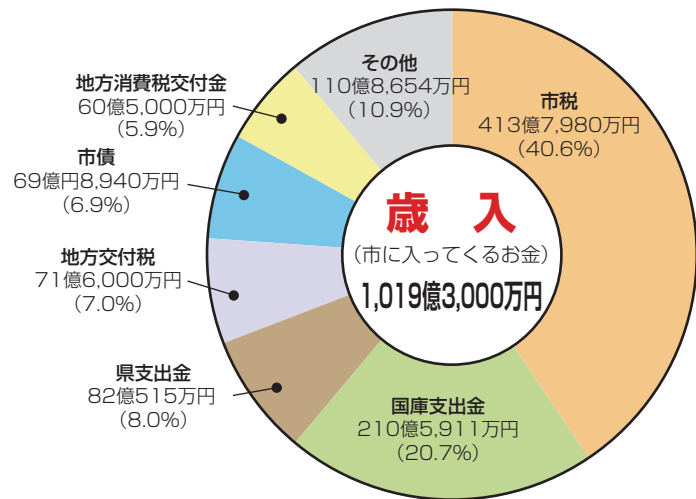
加古川市の予算と市税……………	2	軽自動車税……………	41
市税の種類……………	4	1 軽自動車税（種別割）とは……………	41
市民税……………	5	2 種別割の減免……………	41
個人市民税		3 種別割の税率……………	41
1 個人市民税とは……………	5	4 種別割の手続き……………	43
(1) 納税義務者……………	5	5 軽自動車税（環境性能割）とは……………	44
(2) 市民税・県民税・森林環境税が課税されない人……………	6	市たばこ税……………	45
(3) 税額の計算……………	7	1 市たばこ税とは……………	45
2 市民税・県民税・森林環境税と所得税の違い……………	16	2 税率……………	45
3 納税の方法……………	17	3 申告と納税……………	45
4 減免について……………	19	入湯税……………	46
法人市民税		1 入湯税とは……………	46
(1) 納税義務者と納める税額……………	23	2 納税義務者……………	46
(2) 税額の計算……………	23	3 税率……………	46
(3) 申告と納税の方法……………	24	4 課税免除……………	46
(4) 届出……………	24	5 申告と納税……………	46
固定資産税……………	25	市税の納付……………	47
1 固定資産税とは……………	25	1 市税の納期限……………	48
(1) 納税義務者……………	25	2 口座振替・自動払込制度……………	50
(2) 固定資産税の対象となる資産……………	25	3 自主納付と滞納……………	52
(3) 税額の計算……………	26	(1) 滞納と延滞金……………	52
2 評価の方法……………	28	(2) 滞納処分……………	52
(1) 土地……………	28	(3) 納税の猶予……………	53
(2) 家屋……………	33	市税にかかる不服申立て（審査請求）……………	54
(3) 償却資産……………	37	各種証明の交付……………	55
都市計画税……………	40	各センター等への案内図……………	56
1 都市計画税とは……………	40		
(1) 納税義務者……………	40		
(2) 税額の計算……………	40		
(3) 納税の方法……………	40		

（注）本冊子の内容は、令和7年4月現在の税制をもとに作成しています。

加古川市の予算と市税

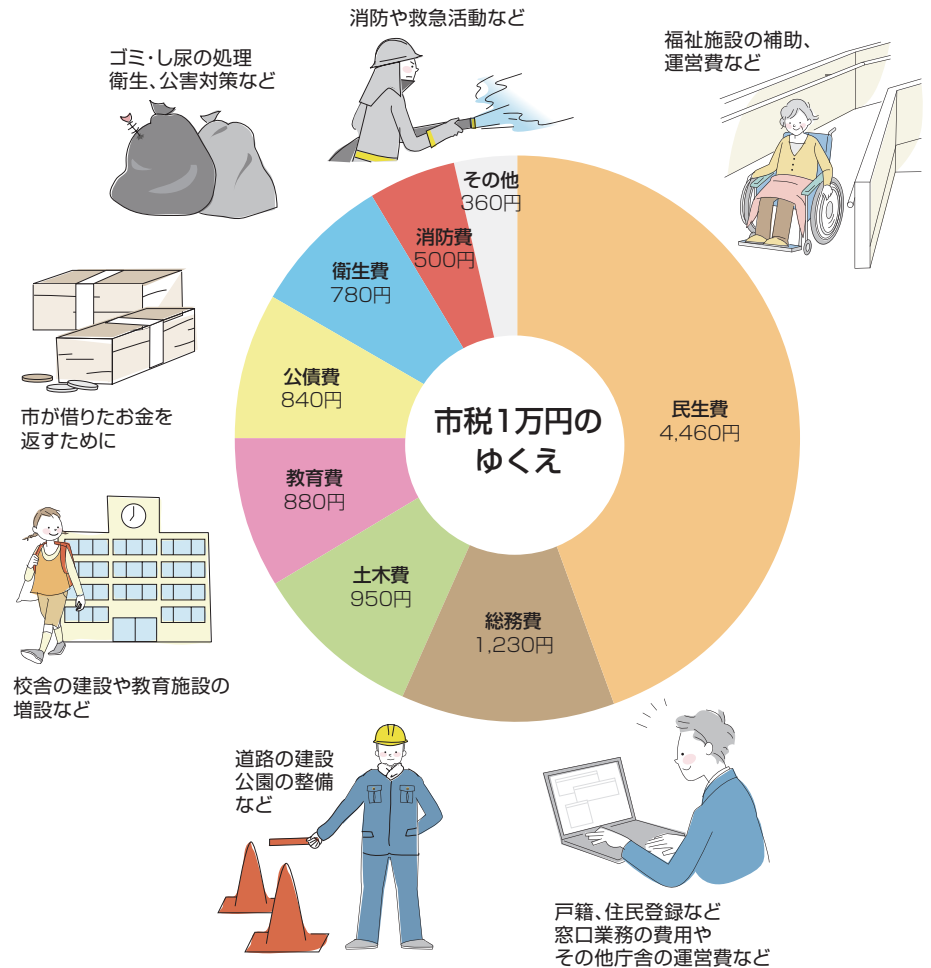
令和7年度の一般会計における歳入予算は、1,019億3,000万円を見込んでおり、そのうち市税収入は413億7,980万円、40.6%を占め、市の貴重な財源として、市民のみなさんの暮らしを豊かにするために使われています。

令和7年度一般会計当初予算



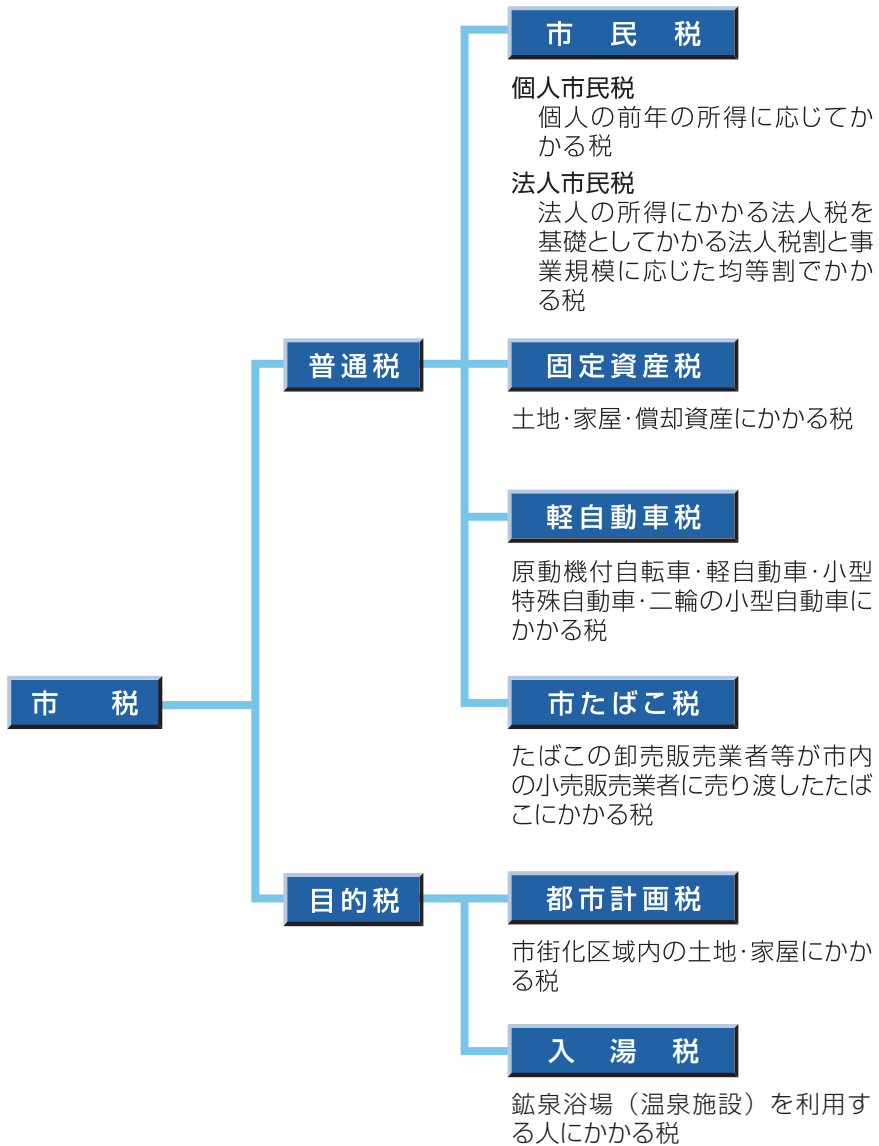
市税1万円のゆくえ

みなさんが納められた市税は、市税の総額を1万円として換算して表すとおよそ次のように使われます。



市税の種類

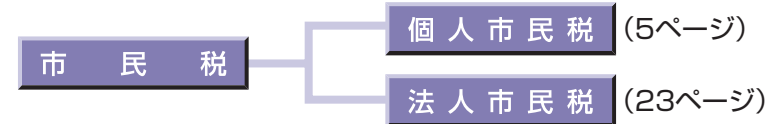
加古川市で現在課税している市税は次のとおりです。



※（普通税）とは、納められた税金をどのような仕事にも使うことのできる税で、（目的税）とは、納められた税金の使いみちが特定されている税です。

市民税

市民税は、一般に県民税とあわせて**住民税**と呼ばれ、地域社会の費用を住民が広くその能力に応じて負担するという性格をもっています。さらに市民税は、個人の市民税と法人の市民税とに分かれます。



個人市民税

1 個人市民税とは

個人の市民税は、税金を負担する能力のある人すべてに課税されるもので、均等割と所得割があります。

(1) 納税義務者

個人の市民税の納税義務者は、次のとおりです。

納税義務者	納める税額
市内に住所がある人	均等割額と所得割額の合計額
市内に住所はないが、事務所事業所または家屋敷がある人	均等割額 (森林環境税を除く。)

※ 市内に住所があるか、また、事業所等があるかどうかは、令和7年1月1日現在(これを賦課期日といいます)の状況で判断します。
したがって、例えば令和7年1月1日に加古川市に住所があれば、1月2日に転出しても、令和7年度の市民税は加古川市に納めていただくことになります。



(2) 市民税・県民税・森林環境税が課税されない人

①均等割（森林環境税含む）・所得割ともにかからない人

- (ア)生活保護法による生活扶助を受けている人
- (イ)障害者、未成年者、ひとり親、寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の人

②均等割（森林環境税含む）がかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

31.5万円 × (1 + 扶養人数) + 28.9万円			
扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額
扶養なし	41.5万円以下	扶養2人	123.4万円以下
扶養1人	91.9万円以下	扶養3人	154.9万円以下

- ※ 控除対象配偶者及び扶養親族がない場合は41.5万円
- ※ 扶養人数とは、同一生計配偶者及び扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)の合計数です。

③所得割がかからない人

前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人

35万円 × (1 + 扶養人数) + 42万円			
扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額
扶養なし	45万円以下	扶養2人	147万円以下
扶養1人	112万円以下	扶養3人	182万円以下

- ※ 控除対象配偶者及び扶養親族がない場合は45万円
- ※ 扶養人数とは、同一生計配偶者及び扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)の合計数です。

総所得金額……利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得、雑所得の金額及び総合課税の長期譲渡所得と一時所得との合計額の2分の1に相当する金額との合計額(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除後の金額)

総所得金額等……総所得金額、分離課税の土地建物等の譲渡所得金額(特別控除前)、分離課税の株式等に係る譲渡所得金額(繰越控除後)、分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額(繰越控除後)、分離課税の先物所得に係る雑所得等の金額(繰越控除後)、退職所得金額及び山林所得金額の合計額

合計所得金額……純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除前の総所得金額、分離課税の土地建物等の譲渡所得金額(特別控除前)、分離課税の株式等に係る譲渡所得金額(繰越控除前)、分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額(繰越控除前)、分離課税の先物所得に係る雑所得等の金額(繰越控除前)、退職所得金額及び山林所得金額の合計額

(3) 税額の計算

《均等割（森林環境税含む）》

年額 市民税 3,000円 県民税 1,800円 森林環境税 1,000円
(うち800円は「県民緑税」)

- ※ 森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和6年度から均等割と併せて年額1,000円の国税が課税されます。

《所得割》

所得割の税額は、前年中の所得金額をもとに次のように計算します。

- ① 所得金額の計算 $\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$
所得の種類ごとに、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算します。
- ② 課税標準額の計算 $\text{所得金額} - \text{所得控除額} = \text{課税標準額}$
①で算出した所得金額から各種所得控除額を差し引いて課税標準額を計算します。
- ③ 税額の計算 $\text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{調整控除} - \text{税額控除額} = \text{税額}$
②で算出した課税標準額に税率をかけて税額を計算します。この場合、税額控除額があるときは、それを差し引きます。

所得割の税率

課税標準額	市民税	県民税
一律	6%	4%

所得の種類

所得の種類	所得金額の計算方法
給与所得	サラリーマンの給料 パートの賃金など $\text{収入金額} - \text{給与所得控除} = \text{給与所得の金額}$
雑所得	公的年金所得 他の所得にあてはまらない所得 $\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{雑所得の金額}$
一時所得	生命保険の満期返戻金 競馬の馬券の払戻金など $\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額} = \text{一時所得の金額}$
事業所得	事業をしている場合に生じる所得 (営業、農業) $\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{事業所得の金額}$
不動産所得	地代、家賃、権利金など $\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{不動産所得の金額}$
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子 $\text{収入金額} = \text{利子所得の金額}$
配当所得	株式や出資の配当など $\text{収入金額} - \text{株式などの元本取得のために要した負債の利子} = \text{配当所得の金額}$
退職所得	退職金、一時恩給など $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$
山林所得	山林を売った場合に生じる所得 $\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額} = \text{山林所得の金額}$
譲渡所得	土地建物などの資産を売った場合に生じる所得 $\text{収入金額} - \text{土地建物などの取得価格などの経費} - \text{特別控除額} = \text{譲渡所得の金額}$

(a) 給与所得

給与所得については、必要経費にかわるものとして、次の表のとおり収入金額に応じ所得金額を計算します。

給与収入金額 (A)	給与所得金額
1円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	A-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(A÷4)×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(A÷4)×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(A÷4)×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A×0.9-1,100,000円
8,500,000円～	A-1,950,000円

※ (A ÷ 4) は 1,000円未満切捨て
 ※ 収入金額が850万円以上の場合、控除額は195万円が上限

(b) 公的年金等所得

公的年金等については、次の表のとおり収入金額に応じ所得金額を計算します。

年齢区分	公的年金等収入金額 (A)	公的年金等所得金額
65歳未満 昭和35年1月2日 以後に生まれた人	130万円未満	A - 60万円
	130万円以上 410万円未満	A×75% - 27.5万円
	410万円以上 770万円未満	A×85% - 68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	A×95% - 145.5万円
	1,000万円以上	A - 195.5万円
65歳以上 昭和35年1月1日 以前に生まれた人	330万円未満	A - 110万円
	330万円以上 410万円未満	A×75% - 27.5万円
	410万円以上 770万円未満	A×85% - 68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	A×95% - 145.5万円
	1,000万円以上	A - 195.5万円

※ 収入金額が1,000万円以上の場合、控除額は195.5万円が上限
 ※ 公的年金等所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円を、上表の所得金額に加算。

なお、給与と公的年金の支払を両方受けている場合など、「所得金額調整控除」が別途適用されません。詳しくは、9ページを参照してください。

所得金額調整控除

次の①または②のいずれかの要件に該当する場合は、所得金額調整控除が適用されます。

- ① 前年の給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者で、次のア～ウのいずれかに該当する場合は、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除します。
 ア：本人が特別障害者に該当する
 イ：年齢23歳未満の扶養親族を有する
 ウ：特別障害者である同一生計配偶者、もしくは扶養親族を有する

【計算方法】

$$\text{控除額} = (\text{給与等の収入金額(上限1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\% \quad (\text{限度額15万円})$$

- ② 給与所得控除後の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある所得割の納税義務者で、その合計額が10万円を超える場合には、給与所得控除後の給与等の金額（その金額が10万円を超える場合には10万円）及び、公的年金等に係る雑所得の金額（その金額が10万円を超える場合には10万円）の合計額から10万円を控除した残額を給与所得の金額から控除します。

【計算方法】

$$\text{控除額} = \text{給与所得(上限10万円)} + \text{公的年金等に対する雑所得(上限10万円)} - 10\text{万円} \quad (\text{限度額10万円})$$

※ ①と②の両方に該当する方は、それぞれの所得金額調整控除の適用を受けることができます。

※ 扶養控除とは異なるため、いわゆる共働き世帯で、扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で所得金額調整控除①の適用を受けることができます。

所得控除

所得控除	要件	控除額	
雑損控除	災害や盗難などにより資産に損害を受けた場合	次の①と②のいずれか多い方の金額 ①(損失額-補てん金額)-総所得金額等の合計額の10% ②災害関連支出の金額-5万円	
医療費控除	医療費を支払った場合	(支払った医療費-補てん金額)-(10万円または総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方の金額) ※セルフメディケーション税制の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費-補てん金額-12,000円 限度額88,000円	
社会保険料控除	社会保険料(健康保険料、年金の掛金、介護保険料など)を支払った場合	支払った金額	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金や心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合	支払った金額	
生命保険料控除	①生命保険契約等の保険料や掛金を支払った場合 ②個人年金保険契約等の保険料や掛金を支払った場合 ③介護医療保険契約等の保険料や掛金を支払った場合	<①~③のいずれか一つの場合> 各支払い保険料について、旧契約・新契約を区分し、下の表により計算した額 ※旧契約と新契約の両方がある場合は、それぞれで計算した額の合計額 限度額28,000円	
		<旧契約(平成23年12月31日までの契約分)>	
		支払保険料	控除額
		15,000円以下	全額
		15,000円超40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円		
70,000円超	35,000円		
<新契約(平成24年1月1日以降の契約分)>			
支払保険料	控除額		
12,000円以下	全額		
12,000円超32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円		
32,000円超56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円		
56,000円超	28,000円		
<①~③の複数の契約がある場合> 上記で算出した①~③のそれぞれの金額の合計額 限度額70,000円			
地震保険料控除	①自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が有している生活用資産を保険や共済の目的とし、かつ、地震や噴火を原因とする火災等によって生じた損害に対して保険金が支払われる損害保険契約の保険料や掛金を支払った場合 ②右記の1から3の要件を満たす長期損害保険契約等に係る損害保険料を支払った場合 ③両方ある場合 上記①、②で算出した金額の合計額 限度額25,000円	①地震保険料のみの場合	
		支払保険料	控除額
		50,000円以下	支払保険料×1/2
		50,000円超	25,000円
		②旧長期損害保険料(下記の要件を満たすもの)のみの場合 1.平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く) 2.満期返戻金のあるもので、保険期間又は共済期間が10年以上の契約 3.平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの	
支払保険料	控除額		
5,000円以下	全額		
5,000円超15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円		
15,000円超	10,000円		

同一生計配偶者	配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合	同一生計配偶者に対する控除額はありません。	
控除対象配偶者	同一生計配偶者のうち、納税義務者の合計所得金額が1000万円以下の場合	33万円から11万円 老人配偶者(70歳以上)の場合は38万円から13万円	※納税義務者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1000万円を超えると適用できない 詳しくは12ページの表参照
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合	33万円から1万円	
扶養控除	生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の場合	一般の扶養親族(16歳以上19歳未満・23歳以上70歳未満)の場合33万円 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)の場合45万円 老人扶養親族(70歳以上)の場合38万円 老人扶養親族のうち、納税義務者またはその配偶者の直系尊属で、同居している場合45万円	
障害者控除	本人、同一生計配偶者または扶養親族が障害者の場合	障害者1人につき26万円 特別障害者の場合30万円 ※同居特別障害者の場合は23万円加算	
ひとり親控除	現に婚姻をしていない人または配偶者が生死不明で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の場合 ※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある場合は控除の対象外	30万円	
寡婦控除	①及び②に該当する人でひとり親に該当しない人、かつ、合計所得金額が500万円以下の場合 ①夫と離別し、扶養親族を有する人 ②夫と死別または、夫が生死不明な人	26万円	
勤学控除	本人が勤労学生で、合計所得金額が75万円以下で、勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円	
基控除	合計所得金額	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	適用なし
年扶養	生計を一にする親族で合計所得金額が48万円以下の場合	16歳未満の扶養親族に対する控除額はありません。	

※ 年齢は令和7年1月1日現在

○配偶者控除及び配偶者特別控除の適用について

●配偶者控除

控除対象配偶者（11ページ参照）を有する場合、配偶者控除として下表の金額を所得から差し引くことができます。ただし、納税義務者（扶養する人）の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることはできません。

●配偶者特別控除

生計を一にする配偶者を有し、その配偶者の合計所得金額が48万円超から133万円以下の場合には、配偶者特別控除として下表の金額を所得から差し引くことができます。ただし、納税義務者（扶養する人）の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

【配偶者控除・配偶者特別控除の早見表】

		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	配偶者の合計所得金額48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	0万円	0万円	0万円

調整控除

所得税と市民税・県民税では、人的控除額に差があります。この差に基づく負担額を調整するために所得割額から下記の計算式に基づく金額を控除します。

※合計所得金額が2,500万円を超えると、調整控除が適用されなくなります。

【計算方法】

○市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の①と②のいずれか少ない額の5%に相当する金額

- ① 下表の控除の種類欄に適用があれば、同表金額欄適用箇所の合算金額
- ② 合計課税所得金額

○市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円を超える場合

①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%に相当する金額

- ① 下表の控除の種類欄に適用があれば、同表金額欄適用箇所の合算金額
- ② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

【控除の種類と金額】

		控除の種類	金額
配偶者 控 除	一般の控除 対象配偶者	900万円以下	5万円
		950万円以下	4万円
		1,000万円以下	2万円
	老人控除 対象配偶者	900万円以下	10万円
		950万円以下	6万円
		1,000万円以下	3万円
配偶者 特 別 控 除	配偶者の合計所得 48万円超 50万円未満	900万円以下	5万円
		950万円以下	4万円
	50万円以上 55万円未満	1,000万円以下	2万円
		900万円以下	3万円
		950万円以下	2万円
		1,000万円以下	1万円
扶 養 控 除	一般の扶養親族		5万円
	特定扶養親族		18万円
	老人扶養親族		10万円
	(同居老親等)		13万円
障 害 者 控 除	一 般		1万円
	特 別		10万円
	同居特別障害者加算		12万円
寡婦控除・ひとり親控除(父)			1万円
ひとり親控除(母)			5万円
勤労学生控除			1万円
基 礎 控 除			5万円

税額控除

○配当控除

配当所得がある場合、算出された所得割額から次の配当控除額が差し引かれます。

種類	要件及び控除額		
配当控除	ア 課税総所得金額等の額が1,000万円以下の場合配当所得の……	(市民税) 1.6%	(県民税) 1.2%
	イ 課税総所得金額等の額が1,000万円を超える場合控除 〔計算方法〕次の i と ii の合計額を税額控除 i 合計額1,000万円以下の部分に含まれる配当所得の…… ii 合計額1,000万円を超える部分に含まれる配当所得の……	1.6%	1.2%
		0.8%	0.6%

※ 一定の証券投資信託・一般外貨建等証券投資信託の収益の分配の場合には、控除率が異なります。

※ 申告分離課税により配当所得を申告された場合には、配当控除の適用はありません。

○住宅借入金等特別税額控除

対象となる人

所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、かつ、所得税において住宅ローン控除可能額が控除しきれなかった人のうち、平成21年から令和7年までの入居者

控除される金額

次のいずれか小さい金額が市民税・県民税から控除されます。

- ・ 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった金額
- ・ 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に5%を乗じて得た金額(上限97,500円)又は7%を乗じて得た金額(上限136,500円)

※ 居住開始日や住宅購入時の消費税率により金額が変わります。

適用方法

勤務先の年末調整や税務署の所得税確定申告の内容から、市役所で市民税・県民税の住宅ローン控除額を決定し、適用します。

○寄附金税額控除

地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）

対象	都道府県または市区町村		
控除方式	税額控除		
控除率	寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除 〔計算方法〕次の1. と2. の合計額を税額控除 1. 〔寄附金-2,000円〕×10% 2. 〔寄附金-2,000円〕×〔90%-（0~45%）×1.021〕 （寄附者に適用される所得税の限界税率） ※総務大臣の指定を受けていない一部の地方公共団体への寄附金には2. は適用されません。		
税額控除限度額	上記1. の上限は〔総所得金額等の30%-2,000円〕の10% 上記2. の上限は寄附金税額控除前の個人住民税の所得割額の20%		
適用下限額	2,000円		

地方公共団体以外に対する寄附金

対象	住所地の都道府県共同募金会 住所地の日本赤十字支部 都道府県かつ市区町村が条例により指定した団体	左記以外で都道府県が条例により指定した団体（市区町村が条例により指定した団体を除く）
控除方式	税額控除	税額控除
控除率	〔寄附金-2,000円〕×10%	〔寄附金-2,000円〕×4% ※県民税のみ税額控除
税額控除限度額	〔総所得金額等の30%-2,000円〕の10%	〔総所得金額等の30%-2,000円〕の4%
適用下限額	2,000円	2,000円

市民税・県民税から寄附金税額控除を受けるためには申告が必要です。寄附をした団体から発行される「寄附金受領証明書」を申告時期まで大切に保管し、申告時に添付し提出してください。

ただし、ふるさと納税について、寄附先が5団体以下で別途申告をしない方は、ふるさと納税ワンストップ特例を申請することで、所得税からの控除相当分を市民税・県民税からまとめて控除されます。

○配当割額控除

上場株式等の配当等については、支払の際に配当割5%（市民税3%、県民税2%）が差し引かれています。配当所得等を申告した場合、市民税・県民税所得割額から配当割額を控除します。控除しきれなかった分は、還付又は未納の税額に充当されます。

○株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の譲渡で特定口座の源泉徴収ありを選択している場合は、株式等譲渡所得割5%（市民税3%、県民税2%）が差し引かれています。株式等譲渡所得割が源泉徴収されている上場株式等譲渡所得を申告した場合、市民税・県民税所得割額から株式等譲渡所得割額を控除します。控除しきれなかった分は、還付又は未納の税額に充当されます。

2 市民税・県民税・森林環境税と所得税の違い

市民税・県民税・森林環境税と所得税の主な違いは、次の表のとおりです。

区 分		市民税・県民税・森林環境税			所得税
課税される所得		前年の所得			今年の所得
課税される時期		前年中の所得に対して翌年度に課税されます			その年の所得に対してその年に課税されます
税 率	均等割	市民税 3,000円	県民税 1,800円	森林環境税 1,000円	7段階 (5%・10%・20%・23%・33%・40%・45%)
	所得割	6%	4%	-	
所得控除	控除	各種控除額が異なります			
納 税 の 方 法 等	給与所得者	毎年6月から翌年5月までの給与から差し引かれます (特別徴収) 年末調整はありません		毎年1月から12月の給与と賞与から差し引かれます (源泉徴収) 年末調整があります	
	年金所得者	一定の要件に該当される場合は、公的年金から差し引かれます (特別徴収) 17～18ページ参照		公的年金から差し引かれます (源泉徴収)	
	自営業者等	年4回の納期ごとに納めていただきます(6月・9月・11月・翌年1月の各末日) (普通徴収)		確定申告などにより申告納付していただきます	

3 納税の方法

市民税・県民税・森林環境税の納税の方法には、次のように普通徴収と給与からの特別徴収、公的年金等からの特別徴収の3種類があります。

○普通徴収

事業所得者などの場合は、市から送付する納税通知書(納付書)により、通常年4回の納期ごと(6月・9月・11月・翌年1月の各末日)に納めていただきます。これを普通徴収といいます。

○給与からの特別徴収

会社などの給与の支払者(特別徴収義務者といいます)が、6月から翌年の5月までの各月の給与から税額を差し引くことを給与からの特別徴収といいます。なお、給与から天引きされる人には給与の支払者を通じて税額を通知します。

※ 退職などの理由により給与からの特別徴収ができなくなった場合、残りの未徴収の税額については、再就職して特別徴収が継続する場合や、支給される給与・退職手当等から残りの税額が一括して差し引かれる場合を除き、普通徴収の方法により納めていただくことになります。

○公的年金等からの特別徴収

日本年金機構などの年金の支払者(特別徴収義務者といいます)が、各偶数月の年金から税額を差し引くことを年金からの特別徴収といいます。なお、年金から天引きされる人には市役所から税額を通知します。

○対象となる人

公的年金にかかる市民税・県民税・森林環境税の納税義務者のうち、4月1日現在において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の人。ただし、次の人は特別徴収の対象となりません。

- ・老齢基礎年金等の給付額の年額が18万円未満である人
- ・当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の給付額の年額を超える人

○対象となる税額

公的年金等にかかる所得に対する市民税・県民税の所得割額及び均等割額並びに森林環境税

※ ただし、特別徴収の対象となる給与所得がある人は、均等割額は給与から特別徴収されます。

○ 徴収方法

上半期の年金支給月(4月・6月・8月)に、前年度の年税額の2分の1を仮徴収します。下半期の年金支給月(10月・12月・翌年2月)に、年税額から当該年度の上半期の特別徴収額を差し引いた額を本徴収します。

※ 特別徴収を開始する年度または新たに対象者となった年度は、上半期分を普通徴収により、下半期分を特別徴収により納めていただきます。

期別		仮徴収			本徴収		
徴収月		4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
徴収税額	令和7年度	徴収月別の税額 =(令和6年度の年税額÷2)÷3			徴収月別の税額 =(令和7年度年税額-仮徴収額)÷3		

(例) 65歳以上の公的年金受給者(夫の個人住民税60,000円、妻は非課税)

年度	年税額	仮徴収			本徴収		
		4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
N	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
N+1	36,000円 (医療費控除増等)	10,000円	10,000円	10,000円	2,000円	2,000円	2,000円
N+2	60,000円	6,000円	6,000円	6,000円	14,000円	14,000円	14,000円
N+3	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

特別徴収を開始する年度の徴収方法

徴収方法	普通徴収			特別徴収		
期別	上半期			下半期		
徴収月	6月	9月	10月	12月	翌年2月	
徴収税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6	

○ 転出があった場合の特別徴収継続

- ・ 令和8年1月2日から3月31日に転出
→ 令和7年度の本徴収及び令和8年度の仮徴収を継続、令和8年度の本徴収を停止
- ・ 令和8年4月1日から令和9年1月1日に転出
→ 令和8年度の仮徴収及び本徴収を継続、令和9年度の仮徴収を停止

○ 税額変更があった場合の特別徴収継続

市長から年金保険者(日本年金機構や共済組合等)へ公的年金から特別徴収する税額を通知(7月頃)した後に、特別徴収税額に変更があった場合、12月分もしくは2月分の特別徴収税額を変更できる場合のみ、変更後の特別徴収税額により特別徴収を継続します。

4 減免について

加古川市では、失業等により所得が半減した場合など、市税条例第50条に該当する人に対して市民税・県民税を減免する制度があります。

区分は次の表のとおりです。

区 分	所得要件 (課税の基礎となつた年分の合計所得)	対象となる納期区分	申請に必要なもの
生活保護法の規定による保護を受ける人及びこれに準すると認められる人	なし	生活保護開始日以後に到来する納期分	納税通知書、生活保護決定通知書または生活保護受給証明書
賦課期日 ^(※1) 現在で、 (1) 障害者 (2) 未成年者 (3) ひとり親、寡婦に該当する人	155万円以下	申請日以後に到来する納期分	納税通知書、 (1) 障害者手帳 (3) 戸籍謄本
賦課期日 ^(※1) 以後に、病気などで引き続き3か月以上の入院加療を要する状態となり、入院期間中に収入の見込みが全くない人	500万円以下	同上	納税通知書、 3か月以上の入院を証明するもの (診断書、領収証)、 無収入であることを証明するもの (無給証明書など)
賦課期日 ^(※1) 以後に、災害により、 (1) 死亡した人 (2) 障害者となった人 (3) 住居の被害を受けた人	(1)(2)なし (3) 1,000万円以下	被災した日以後に到来する納期分	納税通知書、 損害の程度がわかる 罹災証明書など
失業、休業または廃業により、課税の基礎となった年分とその翌年分を比べて、普通所得の金額 ^(※2) が1/2以下に減少すると認められる人	500万円以下	申請日以後に到来する納期分	納税通知書、 失業等の事由を証明するもの (雇用保険受給資格者証、休業証明書、廃業届など)、 所定の所得見込計算書

※1 賦課期日とは課税される年度の1月1日です。(令和7年度課税分は令和7年1月1日)

※2 普通所得の金額とは、総所得金額のうち譲渡所得及び一時所得に係る金額以外の金額をいいます。

上の表の理由により納税が困難な方は、申請により減免ができる場合がありますので、納期限までに市民税課へ申請をしてください。なお、上の表の申請に必要なもの以外に、必要に応じて他の書類の提出を求めることがあります。

Q1 主婦がパートタイマーとして働いたときは？

私はパートで働いていますが、私の給与収入がどれくらい
の金額までなら夫は配偶者控除や配偶者特別控除を受けら
れますか。また、私自身の税金についてはどうでしょうか。

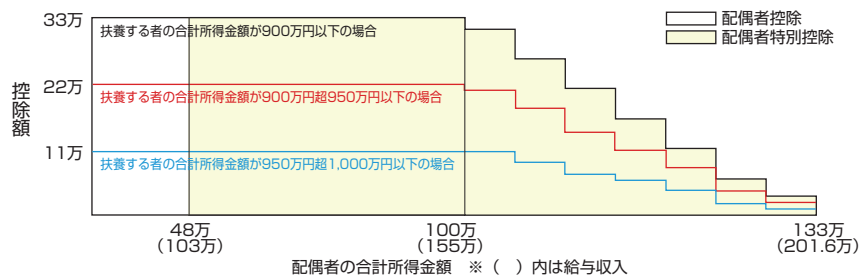
A1 まず、配偶者控除については、あなたの前年の給与収入が**103万円以下（所得48万円以下）**であれば控除を受けることができます。また、配偶者特別控除については、あなたの前年の給与収入が**201.6万円未満（所得133万円未満）**であれば控除を受けることができます。配偶者特別控除は以下の早見表のように配偶者の所得に応じて段階的に控除されます。なお、夫の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることができません。

次に、あなたの税金についてですが、所得税においては給与収入が**103万円以下（所得48万円以下）**、市民税・県民税・森林環境税では前年の給与収入が**96.5万円以下（所得41.5万円以下）**であれば課税されません。

表にまとめると次のようになります。

妻のパート収入	夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除	妻自身の税金						
			所得税	市民税・県民税・森林環境税 所得割	均等割・森林環境税				
96.5万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かからない	かからない				
96.5万円超 100万円以下			かからない	かかる	かかる				
100万円超 103万円以下	受けられない	受けられる	かかる	かかる	かかる				
103万円超 201.6万円未満						受けられない	受けられない	かかる	かかる
201.6万円以上									

配偶者控除額及び配偶者特別控除額のイメージ図



Q2 申告をしなければいけないの？

私は前年中、収入がありませんでした。収入がなくても申告
をしなければいけないのでしょうか。

A2 市民税・県民税・森林環境税の申告書は、**国民健康保険料と介護保険料、後期高齢者医療保険料**の申告書を兼ねています。収入がなかった人にも記入していただく欄がありますので、その旨を申告していただくようお願いしています。

申告をしていないと、あなたに収入がないということが把握できませんので、**国民健康保険料の軽減**ができなかったり、**所得・課税証明書(非課税証明書)**が発行できないなど、各種の行政サービスを受けられない場合があります。

Q3 亡くなった人の令和7年度の市民税・県民税・森林環境税の課税は？

私の夫は、今年3月に死亡しましたが、夫の市民税・県民税・森林環境税はどうなるのでしょうか。

A3 市民税・県民税・森林環境税は、毎年1月1日現在で市内に住所のある人に課税されることになっています。したがって昨年中に亡くなられた人は、令和7年度の市民税・県民税・森林環境税は課税されませんが、今年亡くなられたあなたの夫には課税されます。

この場合、相続人等へ課税が引き継がれることとなります。

今年亡くなられたあなたの夫の場合には、その相続人等に令和7年度の市民税・県民税・森林環境税を納めていただくこととなります。

なお、相続人等は納税通知書等の書類を受け取る代表者を届け出いただく必要がありますので、市民税課へご相談ください。

Q4 退職した場合の市民税・県民税・森林環境税は？

私は、令和6年12月末日に退職しました。今年2月に市から納税通知書が送られてきましたが、会社の給与から毎月差し引かれていたもので二重に課税されているのではないのでしょうか。

A4 ■退職された場合の納税について

給与所得者に対する市民税・県民税・森林環境税は前年中(1月～12月)の給与と収入等に基づいて翌年度に課税され、6月から翌年5月までの12回に分け、毎月の給与から差し引いて、会社が納入する仕組みになっています。(特別徴収)

あなたの場合は、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税については、在職中は特別徴収(給与からの天引き)により徴収されていましたが、退職により特別徴収ができなくなったため、個人で納付していただくことになります。

この場合、特別徴収によりすでに納税された税額を年間の税額から差し引いた残額について、改めて令和6年度課税分として納税通知書をお送りしたもので、二重課税ではありません。

■これを図式で表すと、次のとおりです。

例)令和6年度の税額 120,000円 月々の税額 10,000円の場合

令和6年度の税額 120,000円	—	給料から差し引かれた 税 額 70,000円	=	個人で納めていただく 税 額 50,000円
令和6年6月～翌年5月 の12か月分 (特別徴収)		令和6年6月～12月 の7か月分 (特別徴収)		令和7年1月～5月 の5か月分 (普通徴収)

令和7年度の市民税・県民税・森林環境税について

あなたの場合は、令和6年中(令和6年1月から退職された12月末日まで)は給与所得がありますので、令和7年度市民税・県民税・森林環境税が課税されます。

なお、退職等により、令和6年中の所得と令和7年中の所得の見込みを比較して半減する場合は、申請により減免できる場合がありますので、市民税課へご相談ください。

※ 詳しくは19ページ参照

法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所などを有する法人等に対して課税されるもので、均等割と法人税割があります。

(1) 納税義務者と納める税額

納税義務者	納める税額	
	均等割額	法人税割額
市内に事務所又は事業所を有する法人	○	○
市内に寮等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの	○	—
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、市内に事務所又は事業所を有するもの	—	○

※ 法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして法人市民税の規定が適用されます。

※ 法人課税信託とは、信託のうち信託財産から生じる所得について受託者に法人税が課されるものです。

(2) 税額の計算

$$\text{税額} = \text{均等割額} + \text{法人税割額}$$

$$\text{均等割額} = \frac{\text{市内に事務所などを有していた期間}}{12} \times \text{税率(年額)}$$

法人等の区分		税率(年額)
資本金等の額	市内従業者数の合計数	
50億円超	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
10億円超～50億円以下	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
1億円超～10億円以下	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
1,000万円超～1億円以下	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
1,000万円以下	50人超	144,000円
上記以外の法人		60,000円

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、資本金等の額は、次のうちいずれか多い金額となります。(1)資本金等の額±無償増減資等の調整(2)資本金+資本準備金

※ 資本金等の額及び市内従業者数の合計数(市内に有する事務所等又は寮等の従業者数の合計)については算定期間の末日で判断します。

※ 事務所等、寮等を事業年度の途中で新設又は廃止した場合は、月割計算により算定します。この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たない場合は1月としますが、1月に満たない端数が生じた場合は端数を切り捨てます。(例:10日→1月、2か月と15日→2月)

《法人税割額》

法人税割額＝課税標準となる法人税額×税率

法人等の区分	税率
法人税割の課税標準となる法人税額(分割法人にあつては分割される前の金額)が年600万円以下で次に該当するもの ①資本金の額又は出資金の額が1億円以下のもの ②資本金又は出資金を有しないもの(保険業法に規定する相互会社は除く) ③法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの	6.0%
上記以外の法人	8.4%

※ 2以上の市町村に事務所、事業所を設けている場合は、法人税額を従業者数によってあん分して申告納付することになっています。

(3) 申告と納税の方法

法人市民税は、納税義務者である法人等が税額を算出して申告し、その申告した税額を納めることになっています。

区分	申告期限	納付税額
中間申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	【予定申告】 均等割額(年額)の1/2の額と、前事業年度の法人税割額の1/2の額の合計額
		【仮決算による中間申告】 均等割額(年額)の1/2の額と、その事業年度開始の日以後6か月間の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額
確定申告	原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内	均等割額と法人税割額の合計額(すでに中間申告で納付した税額を差し引く)

※ 法人税において、中間申告をしない法人は、法人市民税においても中間申告の必要はありません。

※ 平成30年度税制改正により、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人等は令和2年4月1日以後に開始する事業年度からeLTAXIによる電子申告が義務化されています。

(4) 届出

市内に新しい法人等を設立・開設したときや、事務所等を廃止したとき、既に届出のある法人の内容に変更があるときは、「法人等の設立・異動届出書」を提出してください。

固定資産税

1 固定資産税とは

固定資産税は土地・家屋・償却資産(これらを固定資産といいます)を所有している人に、その固定資産の価格に応じて負担していただくものです。

なお、固定資産税の納税は、40ページの都市計画税(償却資産にはかかりません)とあわせて行うことになっています。

(1) 納税義務者

毎年1月1日(賦課期日)現在、市内に固定資産を所有している人で、具体的には次のとおりです。

土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

- ※ 納税義務者が死亡した時は、相続人が納税義務を受け継ぐことになります。相続人が2人以上いる場合は、代表者を決めていただくことになります。
- ※ 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。相続によって不動産を取得された方は、お早目にお手続きください。
- ※ 売買などで所有者の変更があった場合でも、登記簿などの名義変更が1月1日現在完了していなければ、旧所有者が納税義務者となります。

(2) 固定資産税の対象となる資産

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

《償却資産》

会社や個人で、工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いている機械・器具・備品などをいいます。例えば、次にあげる事業用資産が償却資産にあたります。

- ① 構築物 …… 広告塔、駐車場の舗装など
- ② 機械及び装置 …… 工作機械、建設機械、印刷機械など
- ③ 船舶、航空機 …… 漁船、ヘリコプターなど
- ④ 車両及び運搬具 …… 大型特殊自動車など
- ⑤ 工具、器具及び備品 …… 冷蔵庫、パソコンなど

なお、自動車税及び軽自動車税の対象となるものや無形固定資産(ソフトウェアなど)は、課税の対象となりません。

(3) 税額の計算

固定資産税は、次のような手順で税額が決定され、納税者に通知されます。

固定資産を評価し、価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。



課税標準額×税率(1.4/100)=税額 となります。

《価格の据置措置》

土地と家屋については原則として3年に1度評価替えを行い、評価替え年度(基準年度)の翌年度または翌々年度は、土地の地目の変更、家屋の増改築などがあった場合、または地価下落に応じた価格の修正があった場合を除き、基準年度の価格がそのまま据え置かれます。

《評価替え》令和9年度が評価替えの年度です。

評価替えとは、固定資産の価格の見直しのことです。

固定資産税は固定資産の価格、つまり「適正な時価」をもとに課税されるものです。

本来であれば毎年度評価替えを行い、納税者負担の公平を図るべきですが、実務量が甚大になることなどにより、3年ごとに価格を見直す制度になっています。

ただし、土地の価格については、評価替え年度以外においても地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行うこととなります。

これにより、地価変動に即応した課税が可能になり、納税者負担の公平が図られます。

《償却資産の申告制度》

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告する義務があります。申告に基づき毎年評価し、価格を決定します。

課税標準額…… 原則として、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)が課税標準額となります。ただし、下記の措置が適用される場合には、その課税標準額は価格よりも低く算定されます。

- ①住宅用地の課税標準の特例(29ページ参照)
- ②宅地の税負担の調整措置(30ページ参照)
- ③農地の税負担の調整措置(31ページ参照)

税率…… 加古川市の固定資産税の税率は1.4/100(標準税率)です。

免税点…… 市内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産それぞれについて合計した課税標準額が、次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円
----	------	----	------	------	-------

《固定資産課税台帳の縦覧・閲覧》

4月1日(土・日曜日及び祝・休日の場合は翌平日)から第1期の納期限まで、市役所新館2階資産税課で縦覧していただくことができます。これは、納税者に、市内のすべての土地・家屋の評価額などを記載した帳簿を見ていただくことで評価の適正さを確認していただく制度です。

また、納税者ご自身の資産については、固定資産課税台帳に登録されている価格などのより詳しい事項を確認していただくことができます。(固定資産課税台帳の閲覧)

《固定資産の価格に対する不服申立てについて》

課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、下記の期間に固定資産評価審査委員会に対して文書により、審査の申出をすることができます。

開始…固定資産課税台帳に価格などを登録したことを公示した日
終了…納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月を経過する日

また、委員会の決定に不服があるときは、審査の決定の通知を受け取った日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告(被告の代表は加古川市固定資産評価審査委員会)として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

2 評価の方法

(1) 土地

固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目	田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地等 ※ 評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況の地目によります。
地積	原則として登記簿上に登記されている地積によります。
価格（評価額）	固定資産評価基準に基づき、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格を基礎として求めます。 ※ 平成6年度の評価替えから、宅地の評価は地価公示価格の7割を目途に評価の均衡化、適正化を図っています。

《路線価の公開》

納税者の方々に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、評価額の基礎となる路線価をすべて公開しています。

《路線価》

路線価とは、市街地などにおいて道路につけられた価格のことであり、具体的には道路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

宅地の評価額は、この路線価を基にしてそれぞれの宅地の状況（奥行、間口、形状など）に応じて求められます。

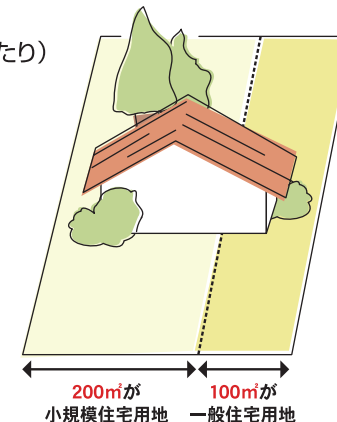
特例・調整措置

(a) 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地（1月1日現在で人の居住の用に供する住宅の敷地）については、次のように固定資産税の特例措置がとられています。

(ア) 200㎡以下の住宅用地（住宅一戸当たり）
（小規模住宅用地）
課税標準額＝価格×1/6

(イ) 200㎡を超える部分の住宅用地
（一般住宅用地）
課税標準額＝価格×1/3



たとえば、300㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）であれば、200㎡分が「小規模住宅用地」で、残りの100㎡分が「一般住宅用地」となります。

《住宅用地》

専用住宅（もっぱら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地、あるいは併用住宅（その一部を居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地をいいます。

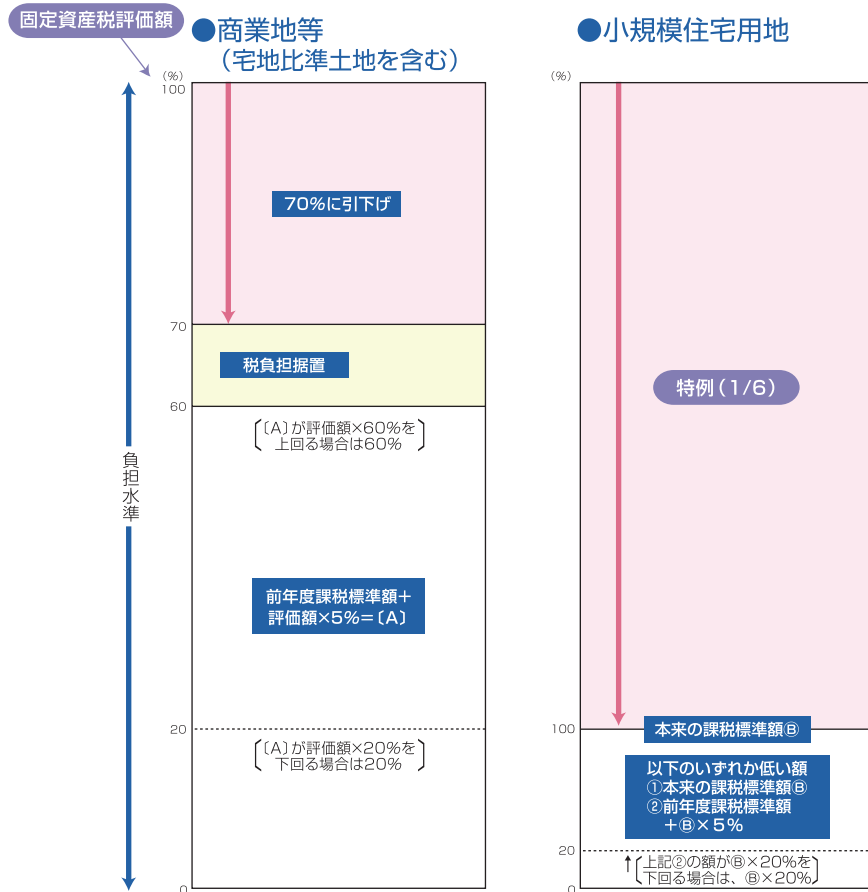
《住宅用地の範囲》

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は家屋の敷地面積に次の表の率を乗じて求めます。（家屋の床面積の10倍まで）

	家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
①	専用住宅	全部	1.0
②	③以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
③	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

(b) 宅地の税負担の調整措置

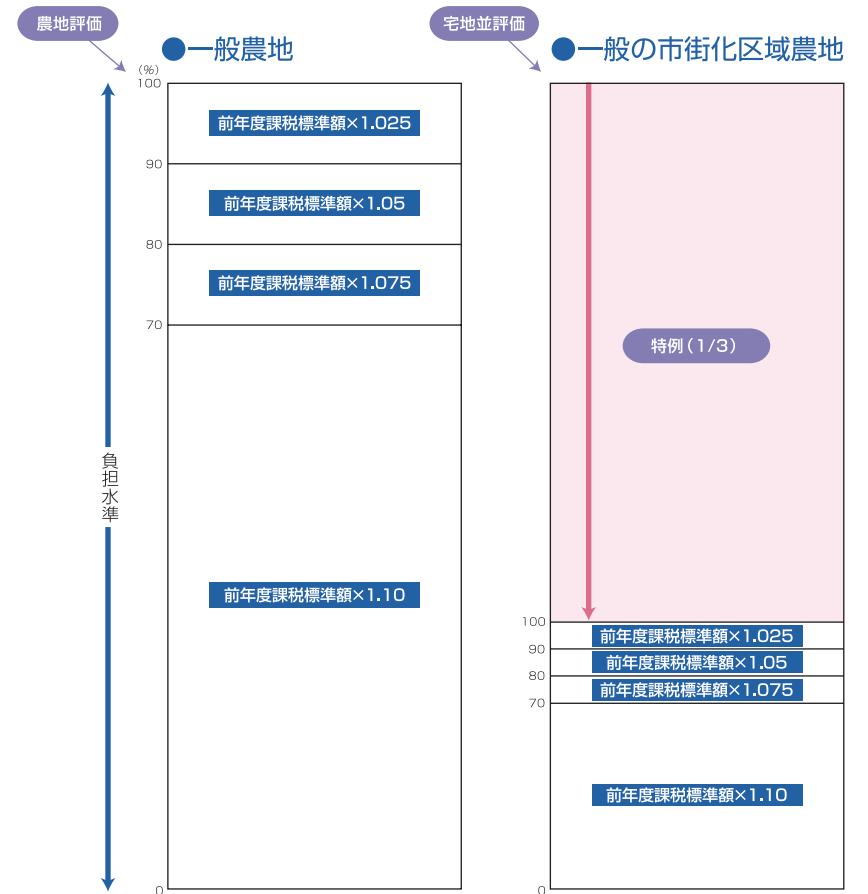
宅地に係る固定資産税は、地価公示価格の7割を目途とする平成6年度の評価替え以降、税負担の上昇がゆるやかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられてきました。



(c) 農地の税負担の調整措置

農地についても負担水準の均衡化を重視した税負担の調整措置が講じられています。

また、平成15年度から一般市街化区域農地について、課税標準額の上限を評価額の1/3とする措置が創設されました。農地における税負担の調整措置を図示すると下の図のようになります。



《負担水準》

令和6年度の課税標準額が、令和7年度の価格にどれくらい到達しているかという割合(%)をいいます。
次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times \text{住宅用地特例率等}(1/3 \text{又は} 1/6)}^{**}$$

※ 小規模住宅用地、一般住宅用地については、評価後に住宅用地の特例率(小規模住宅用地…1/6、一般住宅用地…1/3)を乗じます。
一般の市街化区域農地については、評価額に1/3を乗じます。

令和7年度の課税標準額は、「負担水準」を30、31ページの図に当てはめて、その負担水準区分に応じた算式によって求められます。

固定資産税の納期は
5月、7月、12月、2月の年4回です。



(2) 家 屋

固定資産評価基準により、再建築価格を基準に評価します。

構造	木造(在来工法、枠組壁工法、プレハブ)、鉄骨造、軽量鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、ログハウス等
用途	住宅(専用住宅、共同住宅、併用住宅)、事務所、店舗、病院、工場、倉庫等
価格(評価額)	上記により分類された固定資産評価基準の評点基準表に基づき、主体構造、仕上げ(外壁、内壁、床、天井、屋根等)、設備(電気、ガス、水道、キッチン、風呂、トイレ、エレベーター、その他建築設備等)等の価格を合計し、評価額とします。

①新築家屋の場合

$$\text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率} = \text{評価額}$$

再建築価格……… 評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費(適正な時価)です。

経年減点補正率… 家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価等を表したものです。(経過年数が1年未満は1年として計算します)

②新築家屋以外の家屋(在来分家屋)の評価

3年ごとの評価替えの年に、市内のすべての家屋について、次のとおり再計算します。

$$\text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率} = \text{評価額}$$

(前基準年度の再建築価格×建築物価の変動割合)

評価替えにより前年度(評価替え前)の価格より高くなった場合は、原則として前年度の価格に据え置かれます。

ただし、増改築などのある家屋については、評価替えの年度でなくても、増改築部分について評価額を計算します。

新築住宅に対する固定資産税の減額措置

新築の一般住宅やマンションなどの居住用家屋で、次のすべての要件にあてはまるときは固定資産税が一定の期間2分の1に減額されます。(都市計画税は減額されません。)

床面積の要件	住居部分の床面積が50㎡(アパートなどの共同貸家住宅は一戸の床面積が40㎡)以上280㎡以下であること。 ●住宅に附属した物置等の面積も含めて判定します。 ●分譲マンションなどの区分所有家屋の床面積については、【専有部分床面積 + 持分であん分した共用部分床面積】で判定します。	
住居割合の要件	住居部分の割合が家屋の2分の1以上であること。(併用住宅等)	
減額される範囲 (一戸当たり)	専用住宅	120㎡までの部分
	併用住宅	住居部分のうち120㎡までの部分
減額される期間	①一般住宅(②以外の住宅)	新築後3年度分
	②3階建以上の中高層準耐火、耐火構造住宅	新築後5年度分
申告方法	令和7年1月1日から令和7年12月31日までに新築された場合は、令和8年1月31日までに、市役所資産税課に申告してください。	

認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

新築された住宅のうち、一定基準に適合する認定長期優良住宅については、新築後5年度分又は7年度分の固定資産税が2分の1に減額されます。(都市計画税は減額されません。)

対象となる住宅 *1~4のすべての要件を満たす住宅	1. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅 2. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(平成21年6月4日)から令和8年3月31日までに新築された住宅 3. 住居部分の床面積が50㎡(アパートなどの共同貸家住宅は一戸の床面積が40㎡)以上280㎡以下であること。 4. 住居部分の割合が家屋の2分の1以上であること。(併用住宅等)	
減額される範囲 (一戸当たり)	専用住宅	120㎡までの部分
	併用住宅	住居部分のうち120㎡までの部分
減額される期間	①一般住宅(②以外の住宅)	新築後5年度分
	②3階建以上の中高層準耐火、耐火構造住宅	新築後7年度分
申告方法	令和7年1月1日から令和7年12月31日までに新築された場合は、令和8年1月31日までに、市役所資産税課に申告してください。 *長期優良住宅の認定を受けて建てられたことを証明する書類を必ず添付してください。	

耐震改修工事を施した住宅に対する固定資産税の減額措置

耐震改修工事が行われた既存住宅で、次の要件にあてはまるときは、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税が減額されます。

対象住宅	昭和57年1月1日以前から所在する住宅
対象範囲	一戸当たり120㎡までの住居部分
改修期間	令和8年3月31日までに改修工事が完了したもの
軽減額	税額の2分の1(*都市計画税は対象外、長期優良住宅の認定を受けている場合は3分の2)
減額期間	改修工事が完了した翌年度
工事内容	建築基準法に基づく現行の耐震基準(昭和56年6月1日施行)に適合した工事で、一戸当たりの工事費が50万円を超えるもの
申告方法	改修工事後3か月以内に、市役所資産税課に申告してください。 【添付書類】 2点のうちいずれか ・地方公共団体が発行した「住宅耐震改修証明書」 ・建築士、登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関等が発行した「増改築等工事証明書」 * 建築士が証明を行った場合は「建築士免許証」(写し)、「建築士事務所登録済証」(写し)の添付が必要となります。 * 長期優良住宅の認定を受けている場合は、認定を受けて改修されたことを証明する書類

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

バリアフリー改修が行われた既存住宅で、次の要件にあてはまるときは、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税が減額されます。

対象住宅	①新築された日から10年以上経過した住宅(賃貸住宅は対象外) ②次のいずれかの方が居住する住宅 ・65歳以上(減額を受ける年度の1月1日現在) ・要介護または要支援認定を受けている ・障がい者 ③床面積要件(改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下)
対象範囲	一戸当たり100㎡までの住居部分
改修期間	令和8年3月31日までに改修工事が完了したもの
軽減額	税額の3分の1(*都市計画税は対象外)
減額期間	改修工事が完了した翌年度
工事内容	次の工事で補助金等を除く工事費の自己負担額が50万円を超えるもの ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室・便所の改良 ④手すりの取付け ⑤床の段差解消・滑り止め化 ⑥引き戸への取替え
申告方法	改修工事後3か月以内に、市役所資産税課に申告してください。 【添付書類】 ・工事明細書と請求書及び領収書、改修工事後の写真 ・助成を受けている場合は各種手帳の写し * 工事内容を示す書類は、建築士、登録住宅性能評価機関等による証明でもかまいません。

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置

省エネ改修が行われた既存住宅で、次の要件にあてはまるときは、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税が減額されます。

対象住宅	①平成26年4月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅は対象外) ②床面積要件(改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下)
対象範囲	一戸当たり120㎡までの住居部分
改修期間	令和8年3月31日までに改修工事が完了したもの
軽減額	税額の3分の1(※都市計画税は対象外、長期優良住宅の認定を受けている場合は3分の2)
減額期間	改修工事が完了した翌年度
工事内容	下記のうちいずれかに該当する場合 1. 下記の工事費で補助金を除く自己負担額が60万円を超えるもの ①窓の改修工事(※必須) ②天井の断熱性を高める改修工事 ③壁の断熱性を高める改修工事 ④床の断熱性を高める改修工事 2. 上記の工事費で補助金を除く自己負担額が50万円超であって、下記のいずれかの機器の設置に係る工事費と合わせて60万円を超えるもの ・太陽光発電装置 ・高効率空調機 ・高効率給湯器 ・太陽熱利用システム
申告方法	改修工事完了後3か月以内に、市役所資産税課に申告してください。 【添付書類】 ・建築士、登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関等が発行した「増改築等工事証明書」 ※ 建築士が証明を行った場合は「建築士免許証」(写し)、「建築士事務所登録済証」(写し)の添付が必要となります。 ※ 長期優良住宅の認定を受けている場合は、認定を受けて改修されたことを証明する書類 ※ 国又は地方公共団体からの補助金等を受けている場合は、その内容を確認できる書類

減額措置は重複して受けることはできません。ただし、「バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置」及び「省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置」は重複して受けることができます。

(3) 償却資産

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、耐用年数及び取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

①前年中取得のもの

$$\text{取得価額} \times \left[1 - \frac{\text{減価率}}{2} \right] = \text{評価額}$$

②前年前取得のもの

$$\text{前年度の評価額} \times [1 - \text{減価率}] = \text{評価額} \dots (a)$$

ただし、(a)により求めた額が取得価額の5%よりも小さい場合は、その償却資産が本来の用に供されている限りは取得価額の5%を評価額とします。

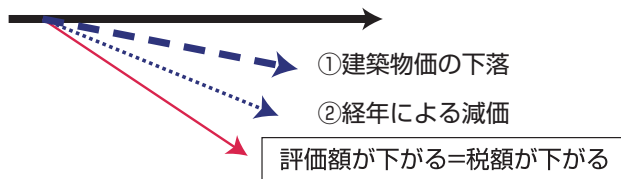
取得価額…………… 償却資産を取得または製作するために、直接要した価額のことです。
他から購入した償却資産についてはその購入代価、自己の製作などに係る償却資産についてはその製作などのための原材料費、労務費及び経費の額のことです。

減 価 率…………… 原則として耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

Q1 家屋が古くなっているのに 評価額が下がらないのはなぜですか？

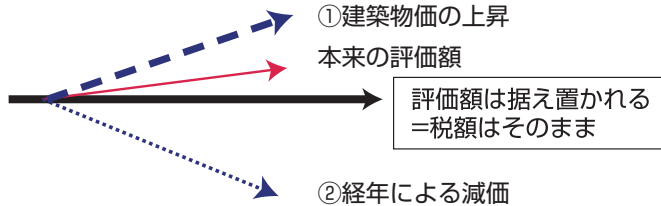
A1 家屋の評価額は3年に1度見直しますが、見直しの結果、評価額が下がらないことがあります。
評価替えの内容は①物価の変動による建築費の見直し（再建築費評点補正率）及び②経過年数に応ずる減価の見直し（経年劣化による減点補正率）です。「建築物価の上昇」が「経年による減価」を上回っている場合は、家屋の評価額は前年度価格が据え置かれます。下の図を参照ください。

○物価が下がる時



経年による減価かつ建築物価の下落により、評価額が下がります。評価額が下がると、税額も下がります。

○物価が上がる時



経年による減価があっても建築物価の上昇により、本来の評価額は上がります。しかし、実際の評価額は据え置かれるので、税額はそのまま据え置きとなります。

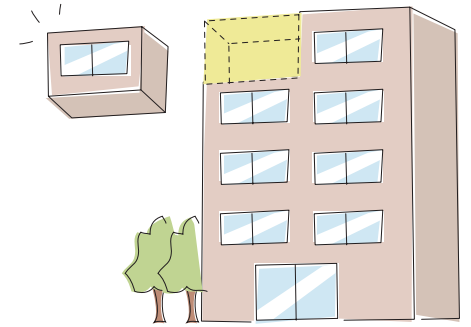
また、建築年次が古くても通常家屋は修繕しながら使用するため、家屋としての価値はゼロにはなりません。経年減点補正率の下限に到達すると経過年数が増えても減価されませんので、評価額は下がらなくなります。

Q2 分譲マンションにかかる固定資産税は？

分譲マンションを購入しましたが、固定資産税はどうなるのですか。

A2 まず土地ですが、各区分所有者（マンション所有者）が共有している土地にかかる固定資産税は、一定の要件を満たしている場合、敷地全体にかかる税額を持分の割合によってあん分した額を算定します。

次に家屋ですが、まずマンション全体の評価額を決定し固定資産税を算定します。次に各専有面積に持分の割合によって振り分けられた共用部分（廊下、階段、ポンプ室など）を加え、各区分所有者の課税面積を算出します。そして、最初に求めたマンション全体の固定資産税額を各区分所有者の課税面積に応じてあん分し算定します。



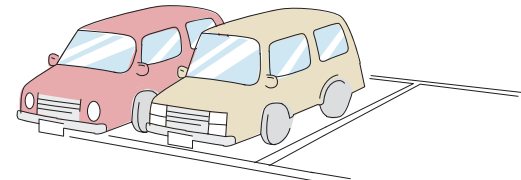
※ただし、高さが60mを超える場合（おおむね20階建以上のマンション）は住戸の所在する階層により補正します。

Q3 一戸建て住宅を取り壊して駐車場に しましたが？

昨年8月に一戸建て住宅を取り壊して駐車場にしましたが、今年は昨年に比べて固定資産税が高くなったのはどうしてですか。

A3 この土地の場合、昨年度までは住宅用地として、課税標準の特例（軽減措置）が適用されていました。しかし、今年の1月1日（賦課期日）現在は住宅を取り壊し、駐車場として利用されていたため、今年度は住宅用地ではなくなり、特例が受けられなくなったものです。

（29ページ参照）



都市計画税

1 都市計画税とは

都市計画税とは、都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域に所在する土地及び家屋に課税される税金で、都市計画法に基づいて行う都市計画事業(街路、公園、下水道整備等)、土地区画整理事業に要する費用に充当します。

(1) 納税義務者

毎年1月1日(賦課期日)現在で都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人です。

(2) 税額の計算

$$\text{課税標準額} \times \text{税率}(0.3/100) = \text{税額}$$

課税標準額は、原則として固定資産課税台帳に登録された価格です。なお、土地については、固定資産税と同じように

- ①住宅用地に対する課税標準の特例
 - (ア)小規模住宅用地…………… 価格の1/3
(200㎡以下の住宅用地)
 - (イ)一般住宅用地…………… 価格の2/3
(小規模住宅用地以外の住宅用地)
- ②市街化区域農地に対する措置
課税標準の上限を…………… 価格の2/3
- ③負担調整措置

が適用されます。

《免税点》

固定資産税で免税点(27ページ参照)未満の場合は、都市計画税も課税されません。

(3) 納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。

軽自動車税

1 軽自動車税(種別割)とは

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。4月1日までに廃車手続きをされた場合は課税されませんが、4月2日以降に廃車されたものについては1年分の税金が課税されます(自動車税(種別割)とは異なり、月割課税制度はありません)。

2 種別割の減免

① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等を持っている人のうち、日常生活において軽自動車等が必要不可欠な生活手段となっている場合、納期限までに申請することにより、軽自動車税の種別割が減免されます。

なお、自動車税の種別割の減免制度については、加古川県税事務所(TEL421-1101)までお問い合わせください。

ただし、減免が受けられるのは身体障がい者等1人につき1台ですので、普通自動車と軽自動車の両方で減免を受けることはできません。

② 車いす移動車など障がい者送迎用のための装置を備えて製造されたり、構造変更を施した軽自動車等について、納期限までに申請することにより、軽自動車税(種別割)が減免されます。

3 種別割の税率

原動機付自転車及び二輪車等

標識	種類	ナンバープレートの色	車検の有無	税率	
加古川市	原付	50cc(定格出力0.60kW)以下	白	無	2,000円
		125ccかつ最高出力4.0kW以下			
		特定原付 定格出力0.60kW 以下	黄	無	2,000円
		90cc(定格出力0.80kW)以下			
		125cc(定格出力1.00kW)以下			
	ミニカー-50cc(定格出力0.60kW)以下	水色	無	3,700円	
小型特殊自動車	農耕作業用	緑	無	2,400円	
	その他のもの		無	5,900円	
姫路	2輪の軽自動車(125cc超から250cc以下)及び被けん引車	白	無	3,600円	
	2輪の小型自動車(250cc超)	白	有	6,000円	

三輪以上の軽自動車(軽四輪等)

標識	種類	ナンバープレートの色	(1)平成27年3月31日以前の新車新規登録車両 ※1	(2)平成27年4月1日以後の新車新規登録車両※1	(3)新車新規登録から13年を超える車両 ※2		
姫路	3輪の軽自動車(660cc以下)		白	3,100円	3,900円	4,600円	
	4輪の軽自動車(660cc以下)	貨物	営業用	黒	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	黄または白	4,000円	5,000円	6,000円
		乗用	営業用	黒	5,500円	6,900円	8,200円
自家用	黄または白		7,200円	10,800円	12,900円		

※1 新車新規登録年月は、自動車検査証の「初度検査年月」欄で確認できます。

※2 動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

グリーン化特例(軽課)について

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの新車新規登録車両で、排出ガス基準と燃費基準を達成した車両について、取得の翌年度のみ下の表の税率が適用されます。

種類	電気自動車 天然ガス自動車 (※1)		ガソリン車・ハイブリッド車(※2)		
	基準1 (※3)	基準2 (※4)	基準1 (※3)	基準2 (※4)	
3輪の軽自動車 (660cc以下)	1,000円	2,000円(※5)	2,000円(※5)	3,000円(※5)	
4輪の軽自動車 (660cc以下)	貨物	営業用	1,000円	適用なし	適用なし
		自家用	1,300円	適用なし	適用なし
	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	適用なし	適用なし

※1 天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制に適合するもの。または、平成21年排出ガス規制10%低減達成のもの。

※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス規制50%低減達成のもの。または、平成17年排出ガス規制75%低減達成のもの。

※3 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%以上達成のもの。

※4 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%以上達成のもの。

※5 営業用の乗用車に限る。

4 種別割の手続き

標識	種類	手続き	必要書類	窓口
加古川市	原付 (125cc以下)	登録	廃車証明・販売証明のいずれか	●税務部 総合受付
	小型特殊自動車 (農耕用・その他のもの)	名義変更	旧所有者の登録票	
	小型特殊自動車 (農耕用・その他のもの)	廃車	ナンバープレート登録票	●税務部 総合受付 ●各市民センター
姫路	3輪のもの 4輪のもの	軽自動車検査協会姫路支所 姫路市飾磨区中島3313 TEL 050-3816-1848 〈直接お問い合わせください〉		
	2輪のもの (125cc超)	姫路自動車検査登録事務所 姫路市飾磨区中島3322 TEL 050-5540-2067 〈直接お問い合わせください〉		

Q1 引越しをしたときの手続きは?

引越しをしたときはどんな手続きをすればよいのですか。

A1 《市内に転入したとき》

前の市区町村のナンバープレートを返納し、廃車の手続きをしてから、廃車証明を持って加古川市役所税務部総合受付で登録の手続きをしてください。

《市外に転出するとき》

加古川市のナンバープレートを市役所各市民センターに返納し、廃車の手続きをしてから廃車証明を持って転出先の市区町村窓口で登録の手続きをしてください。

(登録に必要なものは、市区町村によって異なります。転出先の軽自動車税担当までお問合せください。)

5 軽自動車税（環境性能割）とは

軽自動車税の環境性能割は、令和元年10月1日以降の軽自動車の取得に対して適用され、新車・中古車を問わず取得された車両（取得価額が50万円を超えるもの）に対して課税されます。なお、環境性能割の賦課徴収は兵庫県が行います。

姫路ナンバーの普通自動車および軽自動車の環境性能割については、姫路県税事務所自動車税審査・納税証明課（TEL079-233-8260）までお問い合わせください。

環境性能割の税率

区分		税率		
		自家用	営業用	
電気自動車・天然ガス自動車（※1）		非課税	非課税	
ガソリン車・ハイブリッド車（※2）	乗用	令和12年度燃費基準80%達成（※3）	非課税	非課税
		令和12年度燃費基準75%達成（※3）	1%	0.5%
		令和12年度燃費基準70%達成（※3）	2%	1%
		上記以外	2%	2%
	トラック	令和4年度燃費基準105%達成（※4）	非課税	非課税
		令和4年度燃費基準達成（※4）	1%	0.5%
		令和4年度燃費基準95%達成（※4）	2%	1%
		上記以外	2%	2%
上記のいずれにも該当しないもの		2%	2%	

- ※1 天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制に適合するもの。または平成21年排出ガス規制10%低減達成のもの。
- ※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス規制50%低減達成のもの。または、平成17年排出ガス規制75%低減達成のもの。
- ※3 対象は、令和2年度燃費基準達成のものに限る。なお、「平成32年度燃費基準」は「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。
- ※4 車両総重量が2.5t以下のものに限る。

市たばこ税

1 市たばこ税とは

市たばこ税は、たばこの卸売販売業者等が納めますが、たばこの定価に含まれていますので、実際に税金を負担しているのは購買者です。

2 税率

税率は、製造たばこの本数1,000本につき6,552円です。

なお、加熱式たばこについては、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算して、税額を算出します。

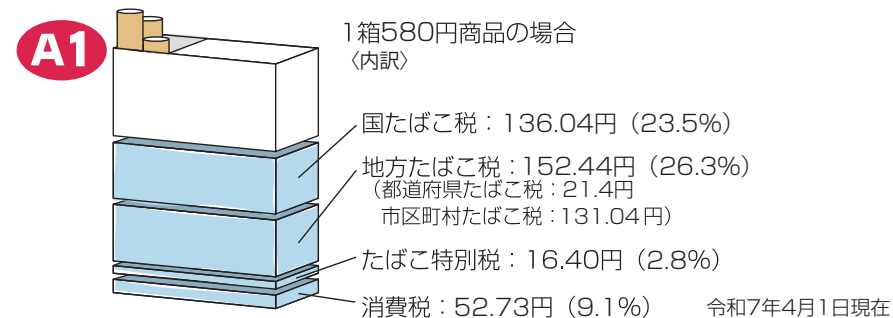
3 申告と納税

たばこの卸売販売業者等が当月分を翌月末日までに、申告納付の方法により納めます。

Q1 1箱でどれくらい負担しているの？

20本入りのたばこ1箱の税金はいくらですか。

たばこの価格には、国たばこ税、地方たばこ税、たばこ特別税、消費税の4種類の税金が含まれています。



たばこの税負担合計：357.6 円/箱（61.7%）

入湯税

1 入湯税とは

加古川市では観光の振興に要する費用や、環境衛生施設や消防施設の整備等に充てるため、鉱泉浴場（温泉施設）を利用する人に課税されるものです。

2 納税義務者

鉱泉浴場（温泉施設）を利用する人

3 税率

1人1日につき150円
(宿泊の場合は1泊をもって1日とします。)

4 課税免除

次の人には入湯税は課税されません。

- ・小学生以下の人
- ・共同浴場・一般公衆浴場の鉱泉浴場を利用する人
- ・医療提供施設・社会福祉施設に設置された鉱泉浴場を利用する人
- ・1,000円以下（消費税別）で利用する人（宿泊の人を除く）
- ・学校等（大学を除く）が実施する修学旅行その他の行事に参加している学生等及び引率者の人

5 申告と納税

鉱泉浴場（温泉施設）の経営者が入湯客から徴収し、当月分を翌月末までに申告して納めます。

市税の納付

市税の納付方法は以下のとおりです。

- ・口座振替
市税の納付は、便利な口座振替をご利用ください。Web口座振替受付サービス(インターネット申請)をご利用いただくか、申込用紙等によるお申込みが可能です。
- ・地方税お支払サイトでの納付
納付書に印刷された2次元コードを使ってスマートフォンやパソコンで地方税をお支払いいただけます(詳しくは表紙裏面をご覧ください)。
- ・スマートフォンアプリ決済
納付書に印刷されたバーコードを使ってPayPay、au PAY等のスマートフォンアプリで地方税をお支払いいただけます。
- ・コンビニエンスストアでの納付
市税を全国のコンビニエンスストアで納付できます。
- ・金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局、市役所、市民センター、東加古川市民総合サービスプラザでの納付

詳しくは加古川市 HP をご覧ください⇒



税金などのペイ払いは チャージ前に利用条件をご確認ください

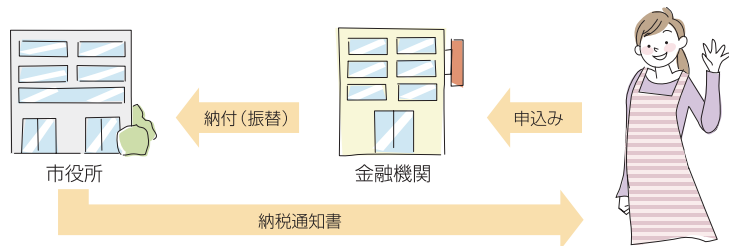
スマートフォンのペイ払いでの納税は
サービス事業者ごとに利用条件がありますので、
チャージ前に十分ご確認の上ご利用ください

2 口座振替・自動払込制度

便利な口座振替・自動払込制度をご利用になってはいかがでしょうか。納期ごとに市役所や金融機関等へお出かけいただくことなく、お申込みいただいた口座から自動的に納付できます。

お申込みはインターネット上でいつでもどこでも手続きができる便利な「Web 口座振替受付サービス」をご利用ください。また、申込用紙等でもお申込みいただけます。

Web 口座振替受付サービスはこちら⇒



口座振替・自動払込申込みの手続き	
必要なもの	納税通知書、預貯金通帳、通帳使用印鑑
取扱金融機関	<p>[銀行] 三井住友、みなと、りそな、但馬、山陰合同、中国、百十四 ゆうちよ</p> <p>[信用金庫] 但陽、姫路、播州、兵庫、日新、西兵庫</p> <p>[信用組合] 大阪協栄(加古川支店)、近畿産業 兵庫県(加古川支店・稲美支店) 淡陽(加古川支店)、兵庫ひまわり(加古川支店)</p> <p>[農協] 兵庫南、加古川市南</p> <p>[労働金庫] 近畿</p> <p>※下線が表示されている金融機関は「Web口座振替受付サービス」がご利用いただける金融機関です。</p>
預金の種類	普通預金、当座預金、納税準備預金、通常貯金(ゆうちょ銀行・郵便局)
振替開始時期	最短で20日後の納期から(申込用紙の場合は、2か月後の納期から)。
振替日	各納期限

※市役所本庁・各市民センター・東加古川市民総合サービスプラザでも手続きできます。



3 自主納付と滞納

市税は、納税者の皆さんに定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっています。納期限までに納められない場合は、督促状や催告書により納付を促しています。

(1) 滞納と延滞金

市税が定められた納期限までに納められないことを「滞納」といいます。市税を滞納されると、納期限までに納められた人との公平性を保つため、本来の税額のほかに延滞金を納めていただくこととなります。延滞金の利率については、以下の表のとおりとなります。

	本来の利率	対象期間	適用利率
納期限の翌日から 1か月を過ぎるまで	年7.3%	平成12年1月1日～ 平成25年12月31日	年4.1～4.7% (年によって異なります)
		平成26年1月1日以降	延滞金特例基準割合※+1% (年7.3%上限)
上記期間の 翌日以降	年14.6%	平成25年12月31日まで	年14.6%
		平成26年1月1日以降	延滞金特例基準割合※+7.3% (年14.6%上限)

※延滞金特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年9月～前年8月における平均に、1%を加算した割合(令和7年中は1.4%)

(2) 滞納処分

加古川市では市税を滞納された人に対して、督促状や催告書をお送りし、できるだけ早い時期に納めていただくようお願いしています。それでも納めていただけない場合には、納期限までに納められた人との公平性を保つため、その人の財産(給与、預金、不動産など)を差押え、差押えた財産の取立てや公売を行い、市税に充てることとなります。こうした差押えや取立て、公売などの一連の手続きを滞納処分といいます。

なお、特別な事情によりどうしても期限内に納付することができない場合には、収税課までご相談ください。

納期内納付で市税を大切に

このように市税を滞納されますと納税者の皆さんに不利益になることはもちろん、市も滞納整理に費用がかかり、この費用も市民の皆さんの貴重な税金から支出されることとなります。

市税を有効に使うため、自主的に納期限までに納めていただきますようお願いいたします。

(3) 納税の猶予

市税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、申請に基づき原則として1年以内の期間に限り、納める税額を分割するなどの納税緩和措置を受けることができます。詳しい内容については収税課までご相談ください。

①「徴収の猶予」を申請できる場合

- ・災害を受けまたは盗難にあったとき
- ・本人または家族が病気にかかり、または負傷したとき
- ・事業を廃止または休止したとき
- ・事業について著しい損害を受けたとき

②「換価の猶予」を申請できる場合

市税を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税について誠実な意思を有するとき

※納付すべき市税の納期限から6か月以内に申請する必要があります。また、他に滞納となっている市税がない場合に限りです。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中に分割して納付する必要があります。



市税にかかる不服申立て(審査請求)

《審査請求》

市税の課税の決定や滞納処分などに関して不服のある方は、市長に対して審査請求書により審査請求をすることができます。

主な処分に対する審査請求期間あるいは期限は次のとおりです。

処 分	申 立 期 間
市税の課税の決定	納税通知書等を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押えにかかる決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のどちらか早い日
不動産等の差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売期日等のどちらか早い日

《取消しの訴え》

処分の取消しの訴えは、前述の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、加古川市を被告(被告の代表者は加古川市長)として提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、提起することができなくなります。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は裁決を経ないでも訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- ② 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

※ 固定資産の価格に対する審査の申出については27ページをご覧ください。

各種証明の交付

証明・閲覧の種類と手数料

一部証明書は、オンライン申請が可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。



証明・閲覧の種類	証明手数料	加古川市役所		各市民センター	東加古川市民総合サービスプラザ	コンビニ(ただしキオスク端末設置店)	オンライン申請
		税務部総合受付	市民課総合窓口				
所得課税証明	1件につき300円	●	●	●	●	●注1	●注3
法人市民税課税原簿登載証明	1件につき300円	●					●注3
廃車証明(原付・小型特殊)	無 料	●		●	●		
土地 } 資産証明 家屋 } 評価証明 } 公課金証明	1筆又は1棟につき300円	●	●	●	●		●注3
土地 } 家屋 } 課税台帳の閲覧 償却資産 }	1件につき300円	●	●	●	●		●注3
住宅用家屋証明	1件につき1,300円	●					
納税証明 注2	1年度につき300円	●	●	●	●		●注3
納税証明(軽自動車車検用)	無 料	●	●	●	●		●

※ 発行の際には委任状(代理人の場合)が必要です。また、あわせて申請に来られた方の本人確認を行いますので、免許証など公の機関が発行した顔写真付きの書類を提示してください。

※ 証明発行手数料は、スマートフォンアプリ決済が使えます。

注1 所得課税証明のコンビニでの交付については、利用時間、対象コンビニ等に制限があります。詳しくは、加古川市のホームページ等で確認してください。

注2 完納(滞納なし)証明書は、市役所収税課窓口、税務部総合受付、オンライン申請で発行可能です。

注3 オンライン申請時の手数料は、1件(納税証明は1年度)につき150円です。

なお、申請書は加古川市のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kakogawa.lg.jp/>

各市民センター等への案内図

加古川市民センター

(ニッケパークタウン1階)

- 受付時間 午前9時～午後7時
- 休業日 12/29～1/3、第2・4日曜日、偶数月の第2土曜日
- TEL 423-4777

加古川北市民センター

(北公民館)

- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 休業日 年末年始の市役所閉庁日、土・日曜日及び祝・休日
- TEL 438-8000

両荘市民センター

(両荘みらい学園)

- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 休業日 年末年始の市役所閉庁日、土・日曜日及び祝・休日
- TEL 428-2888

加古川西市民センター

(西公民館)

- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 休業日 年末年始の市役所閉庁日、土・日曜日及び祝・休日
- TEL 431-8080

野口市民センター

- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 休業日 年末年始の市役所閉庁日、土・日曜日及び祝・休日
- TEL 422-3484

平岡市民センター

- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 休業日 年末年始の市役所閉庁日、土・日曜日及び祝・休日
- TEL 424-3483

志方市民センター

(志方公民館)

- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 休業日 年末年始の市役所閉庁日、土・日曜日及び祝・休日
- TEL 452-2000

東加古川市民総合サービスプラザ

(イオン加古川店2階)

- 受付時間 午前9時～午後7時
- 休業日 12/29～1/3、第1・3・5日曜日、偶数月の第2土曜日、イオン加古川店の休業日
- TEL 422-1930

尾上市民センター

- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 休業日 年末年始の市役所閉庁日、土・日曜日及び祝・休日
- TEL 422-3485

別府市民センター

(別府公民館)

- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 休業日 年末年始の市役所閉庁日、土・日曜日及び祝・休日
- TEL 435-1091

なお、国税並びに県税については、下記へお問合せください。

		電話番号	所在地
国税	加古川税務署	421-2951(代)	〒675-8567 加古川市加古川町木村字木寺5-2
県税	加古川県税事務所 (東播磨県民局内)	421-1101(代)	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1